

千葉市南部浄化センター
下水汚泥固形燃料化事業

落札者決定基準書

令和4年4月

千 葉 市

《目 次》

1	落札者決定基準の位置づけ	1
2	落札者決定の手順	1
3	事業提案審査の方法	3
(1)	入札参加資格審査	3
(2)	事業提案審査	3
ア	基礎審査	3
イ	総合審査	3
(3)	落札者の決定	4
別紙 1	: 評価項目及び配点	5

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準書は、千葉市（以下「本市」という。）が、千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

本事業を実施する民間事業者には、本事業の設計・建設及び運営・維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、民間事業者の選定にあたっては、入札価格のほか、入札価格以外の要素（事業計画の実現性・安定性、施設の安定性・安全性、環境への配慮等）を加えて、総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札を採用する。

また、本事業は、WTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、入札手続きについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図1に示すとおりとする。なお、本市が設置した千葉市PFI事業等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において事業提案書の内容を評価し、最優秀提案を選定する。その結果を受けて本市が落札者を決定する。

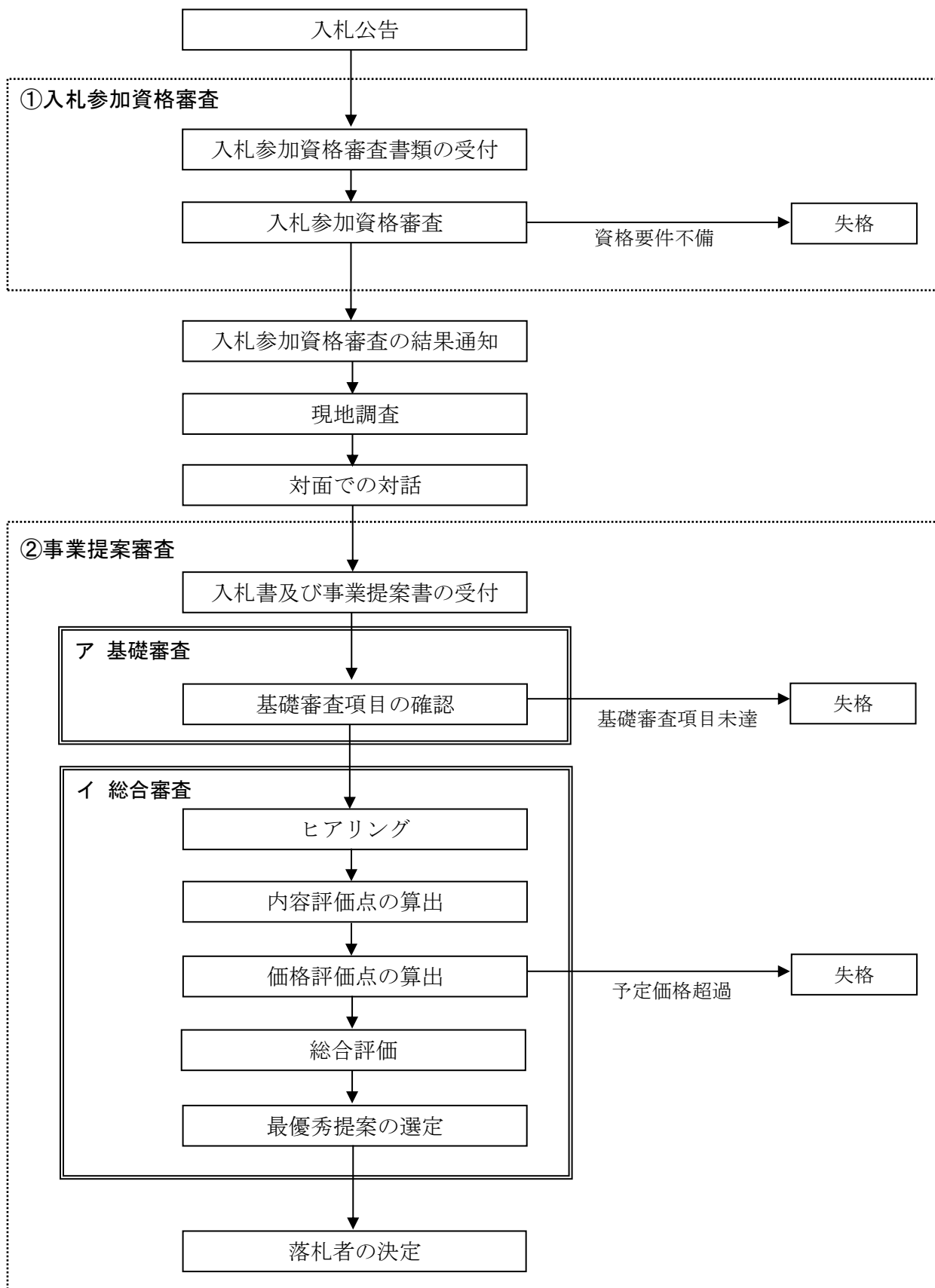


図 1 落札者決定の手順

3 事業提案審査の方法

(1) 入札参加資格審査

応募者から提出された資格審査書類について、入札説明書のⅢ「応募者の参加資格要件」に示した事項を満たしているか確認を行う。参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、事業提案審査に参加できるものとし、参加資格要件を満たさないことが確認された応募者は失格とする。なお、審査結果については全応募者に対して通知する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

入札書及び事業提案書が、表1に示す「基礎審査項目」の内容を満たしているか確認を行う。基礎審査項目について、全てが適格と確認された入札参加者は総合審査の対象とし、1項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。

表 1 基礎審査項目

①共通事項

- ・必要な書類が揃っていること
- ・書類間の整合が図られていること

②「要求水準書」記載事項

- ・事業提案書の内容が要求水準を満たしていること

イ 総合審査

総合審査は、提案内容と価格を総合的に審査する総合評価方式により行う。

1) 内容評価点

審査委員会において、各提案内容を別紙1に示す評価項目毎に評価し、以下に示す評価方法によって算出した値を内容評価点として付与する。なお、内容評価点の合計点は50点満点とし、小数第三位を四捨五入した値とする。

また、事業提案書の審査に当たり提案内容確認のため、入札参加者に対しヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施しない場合は各入札参加者へ別途通知する。

①定性評価

別紙1の定性評価項目については、表2に示す段階評価で内容評価点を付与する。

表 2 定性評価の評価基準

評 価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている（AとCの中間程度）	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通（CとEの中間程度）	配点×0.25
E	有効提案なし（要求水準規定程度）	配点×0.00

②.定量評価

別紙1の定量評価項目については、各入札参加者の提案数値をもとに、評価基準に示した評価方法によって、内容評価点を付与する。

2) 価格評価点

①入札価格の確認

入札書に記載された入札価格（事業期間中の本市の支払合計額から燃料化物売買金額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。予定価格を超えていた入札参加者は失格とする。

②入札価格の評価

下式により得た数値を価格評価点として付与する。なお、価格評価点は50点満点とし、小数第三位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配点（50点）} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{各入札参加者の入札価格}} \right)$$

3) 総合評価点

下式によって算出した値を総合評価点とする。なお、総合評価点は小数第二位までとする。

$$\text{総合評価点（100点満点）} = \text{内容評価点（50点満点）} + \text{価格評価点（50点満点）}$$

(3) 落札者の決定

審査委員会は、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定するとともに、その他の順位を決定する。総合評価点が最も高い提案が同点で複数ある場合には、入札価格が最も低い提案を最優秀提案として選定する。入札価格が同額の場合は、くじにより最優秀提案を選定する。

本市は、審査委員会の選定をもとに落札者を決定する。審査の結果については、各入札参加者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市のホームページに掲載する。

別紙1：評価項目及び配点

大項目	中項目	項目	定量・定性の別	配点	評価内容	評価基準
(1) 事業計画の実現性・安定性に関する事項	PFI/DBO事業実績及び役割分担	定性	3	本事業に関わる各企業の役割分担の明確さ、代表企業のPFI/DBO事業の実績の有無を評価する。	①入札参加者のPFI事業、DBO事業の実績 ②代表企業のPFI事業、DBO事業における代表企業担当実績 ③PFI事業、DBO事業の実績を踏まえた知見の本事業への活用 ④代表企業・各担当企業間の役割分担、委託関係(指揮命令系統)の明確さ	
	資金調達計画及び事業収支計画の安定性・健全性等	定性	3	本事業に関する資金調達計画及び特別目的会社の長期収支計画における財務の安定性・健全性を評価する。	①運営・維持管理開始日以降について、特別目的会社の長期収支計画におけるSPC損益計算書の税引き前当期利益の赤字の有無 ②運営・維持管理開始日以降について、特別目的会社の内部留保 ③リスクに対する効果的な保険の加入 ④その他特別目的会社の財務の安定性・健全性確保に関する工夫	
	モニタリング計画	定性	3	事業の実施状況に関するセルフ・モニタリングに対する実施内容・体制、特別目的会社の財務状況、市が実施するモニタリングへの協力・報告内容等を評価する。	①設計・建設業務のセルフ・モニタリングの実施頻度、体制、内容に関する工夫 ②運営・維持管理業務のセルフ・モニタリングの実施頻度、体制、内容に関する工夫 ③特別目的会社の財務状況のセルフ・モニタリングの実施頻度、体制、内容に関する工夫 ④市が実施するモニタリングへの協力・報告内容に関する工夫	
	燃料化物有効利用先の安定性・信頼性	定性	4	本事業にて製造する燃料化物の有効利用先の安定性・信頼性及びバックアップ体制を評価する。	①燃料化物の有効利用先確保に関する信頼性 ②燃料化物有効利用企業の経営状況 ③燃料化物の有効利用先のバックアップ体制	
(2) 施設の安定性・安全性に関する事項	類似施設の稼働実績	定性	4	本事業にて適用する燃料化施設の稼働実績を評価する。稼働実績は、下水汚泥を対象とした燃料化施設に限るものとし、入札公告日における実績とする。	①提案した燃料化方式と同じ方式の燃料化施設の施設数 ②提案した燃料化方式と同じ方式の燃料化施設の規模 ③提案した燃料化方式と同じ方式の燃料化施設の供用年数 ④提案した燃料化方式と同じ方式の燃料化施設の稼働率	
	安定的な運転(設備面)	定性	4	脱汚泥の変動に対する安定性・追従性や設備故障に対する冗長性等、燃料化施設の安定的な運転のための設備面での対策について評価する。	①汚泥量の変動(季節・時間)及び汚泥性状の変動(全量消化・一部未消化)に関する対策・工夫 ②故障や緊急停止に対する燃料化施設の継続運転に関する対策・工夫 ③設備の故障や異常・規制基準値超過の予防に関する対策・工夫 ④既存施設との連携を踏まえた設備計画に関する対策・工夫	
	安定的な運転(体制面)	定性	4	平常時の体制や故障や災害時における危機管理体制など、燃料化施設の安定的な運転のための体制面での対策について評価する。	①平常時の日中・夜間・休日の運転管理体制に関する対策・工夫 ②故障や災害時における危機管理体制・BCPに関する対策・工夫 ③故障や災害時に長期間の停止を回避する体制に関する対策・工夫 ④既設維持管理者との連携体制に関する対策・工夫	
	燃料化物の安全対策	定性	3	燃料化物の発熱・発酵特性や粉塵爆発の可能性を踏まえた安全対策について評価する。	①燃料化施設運転中の燃料化物の特性を踏まえた対策・工夫 ②故障や緊急停止時の燃料化物の特性を踏まえた対策・工夫 ③燃料化物の貯蔵・搬出時の燃料化物の特性を踏まえた対策・工夫 ④運搬時(処理場～利用先まで)の燃料化物の特性を踏まえた対策・工夫	
	工事計画	定性	3	工程管理の確実性や工事期間中の安全管理方法を評価する。	①工期内に確実に終了させるための対策・工夫 ②安全管理に関する対策・工夫 ③周辺環境への配慮に関する対策・工夫 ④既存施設の運転・維持管理への配慮に関する対策・工夫	
	維持管理・修繕計画	定性	4	設備の維持管理と施設の停止頻度を抑制するための工夫について評価する。	①設備のLCC低減のための対策・工夫 ②コスト増大リスク抑制のための対策・工夫 ③施設の停止頻度を抑制するための対策・工夫 ④処理能力低下を抑制するための対策・工夫	
(3) 環境への配慮に関する事項	燃料化物の製造に関わる温室効果ガス排出量の抑制	定量	4	燃料化物の製造時の温室効果ガス排出量削減効果について評価する。	内容評価点 = 配点 × (各入札参加者の提案削減量 / 入札参加者最大の提案削減量) × 提案削減量 (t-CO2/年) 提案削減量の算出は、下式による。 提案削減量 = (6,000t-CO2/年 - 入札参加者の提案排出量) × 入札参加者の提案排出量 (t-CO2/年) 提案排出量の算出方法は、要求水準書に示すとおりとする。	
	燃料化物の使用による温室効果ガス排出量削減効果	定量	3	燃料化物の有効利用時の温室効果ガス排出量削減効果について評価する。	内容評価点 = 配点 × (各入札参加者の提案削減量 / 入札参加者最大の提案削減量) × 提案削減量 (t-CO2/年) 提案削減量の算出は、下式による。 提案削減量 = (燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量 - 輸送による温室効果ガス排出量) × 燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量 (t-CO2/年) 例えば、石灰代替燃料として利用する場合、燃料化物の発熱量に相当する石灰が、本来燃焼した場合に発生する温室効果ガス排出量を、燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量とする。 輸送による温室効果ガス排出量 (t-CO2/年) 燃料化物の各有効利用先までの輸送に伴う、年間温室効果ガス排出量の総和とする。 輸送による温室効果ガス排出量は、「物流分野のCO2 排出量に関する算定方法ガイドライン 経済産業省・国土交通省」による改良トンキロ法により算定する。	
	臭気対策	定性	3	燃料化物の製造から有効利用先への運搬までの各段階での臭気対策について評価する。	①燃料化施設運転中の臭気の発生および漏洩に関する対策・工夫 ②故障や緊急停止時の臭気の発生および漏洩に関する対策・工夫 ③燃料化物の貯蔵・搬出時の臭気の発生および漏洩に関する対策・工夫 ④運搬時(処理場～利用先まで)の臭気の発生および漏洩に関する対策・工夫	
(4) その他	地域貢献	定性	3	市内企業等との協力・連携及び人材活用等、地域活性化への貢献を評価する。	①設計・建設段階での市内からの建設資材の調達に関する工夫 ②運営・維持管理段階での市内からの維持管理資材の調達に関する工夫 ③市内企業活用による雇用促進に関する工夫 ④地域活性化に関する工夫	
	事業情報発信及び見学者対応	定性	2	見学者対応および事業情報発信方法について評価する。	①見学者説明への協力体制に関する工夫 ②見学者動線に関する工夫 ③見学者用案内看板・資料に関する工夫 ④事業情報発信に関する工夫	
合計				50		